

議案第23号

沼田市福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について

沼田市福祉医療費支給に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市福祉医療費支給に関する条例(昭和49年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「及び「電子的確認」」を削り、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「及び電子的確認のこと」を削り、同条に次の1項を加える。

8 この条例において「電子的確認」とは、保険者に対し、被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。

第8条を次のように改める。

(届出の義務)

第8条 受給資格者又は保護者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 支給対象者でなくなったとき。

(2) 社会保険関係各法及び関係政省令等により高額療養費等が支給される場合であつて、次のいずれかに該当したとき(市が行う国民健康保険の被保険者及び群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。)

ア 高額療養費の算定に当たって世帯単位の一部負担金が合算されたとき。

イ 高額療養費の限度額の算定に当たって当該療養以前12月以内の高額療養費の支給が3回ある場合の特例の適用を受けたとき。

ウ 70歳以上の者に係る高額療養費の支給を受けることとなったとき。

エ 高額介護合算療養費の支給を受けることとなったとき。

(3) 第4条第1項の規定による申請内容に変更があつたとき(第1号に該当する場合を除く。)

(4) 福祉医療費の支給の対象となる一部負担金に関し、第三者に対して損害賠償金の支払の請求ができることとなったとき。

第2条 沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

(沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の改正規定中「総所得金額」を「「公的年金等」及び「同法第35条第2項第1号」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。